

令和4年度5月専決補正予算のポイント 補正規模 8億8,430万円（一般財源：0円）

国の経済対策である「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」、「子育て世帯への生活支援特別給付金」及び新型コロナウイルスワクチン接種(4回目)にかかる経費について、5月20日付けで専決処分により予算措置を講じます。

新型コロナウイルス感染症対策 関連事業 8億8,430万円

4頁 (1) 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業

5億 457万円

- ・令和4年度住民税均等割非課税世帯への臨時特別給付金(支給済世帯は除く)
一世帯当たり 10万円

4頁 (2) 子育て世帯への生活支援特別給付金給付事業

1億8,860万円

- ・18歳以下の子どもを養育する子育て世帯を支援する特別給付金
子ども一人当たり 5万円

5頁 (3) 新型コロナウイルスワクチン接種事業

1億9,113万円

- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種(4回目)に要する経費

